

# 山口県報

平成 27 年  
2 月 3 日  
(火曜日)

## 目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

保安林予定森林 (森林整備課) ..... 二

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 三

自動車専用道路の指定 (道路整備課) ..... 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) ..... 四

道路の位置の指定 (二件) (建築指導課) ..... 四

○公告

土地改良区役員の届出 (農村整備課) ..... 五

一般競争入札の実施 (水産振興課) ..... 五

## 山口県告示第二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年二月三日から同月二十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。



平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 戸田工業株式会社  
住 所 広島市南区京橋町一番二二三号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 戸田工業株式会社小野田事業所  
所在地 山陽小野田市新沖一丁目一番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m <sup>3</sup> /時)力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間隔りの使用日数	当季の季節的変動の概要
七四	二、〇〇〇	平成二七、二、二四	平成二七、二、二四	平成二七、二、二五	連続	二四時間変動なし

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	六・二	常	大	七、八一七
八	一〇	常	大	八、七二七
〇・二	一	常	大	四、〇〇〇
検出せず	六	常	大	
検出せず	一〇	常	大	
検出せず	〇・四	常	大	
検出せず	〇・六	常	大	

山口県告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

総合排水処理施設	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	二	常	大	一五〇	七、八一七
八・六	六・二	常	大	一九〇	八、四一七
〇・四	三・二	常	大	三・二	九、三二七
〇・六	五・二	常	大	五・二	八、七二七

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	間 隔 時間	使用時間 (一日当たり)	概 略 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 (年 月 日)	工 事 完 成 予 定 (年 月 日)	使 用 開 始 予 定 (年 月 日)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七四	六・二	常	七、八一七
七	八・六	大	八、七二七

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字上小川東分字五反畠上一二七の二、一二九、一四四、五〇〇、字五反畠中一四九の一、字矢原迫八五六、八五七の一、八五七の二、八五九、八六〇、一二四二の一、一二四二の二、字梶ヶ浴八六四、八六六、一二六〇の一、一二六一、字矢原下一二三三、大字上小川西分字今山二二三二、二二三三、字土井二二六、大字須佐字平田一七二六の一から一七二六の三まで・三一九五の一・字岳山一七二七・一七二八・一七二九の一から一七二九の三まで・字入道ヶ迫一七三〇から一七三二まで・字錨石一七三六(以上一三筆について次の図に示す部分に限る。)、字森ノ奥一七三九の一、一七三九の三、一七四〇の一、一七四一の一、字家ノ上三一九三の一、字中畑家ノ奥三一九五、字森ノ平三一九九の三、字井手ヶ浴三二〇〇の二、字森奥三六九二(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字上小川東分字五反畠上五〇〇・字五反畠中一四九の一・字矢原迫八五七の二・八六〇・一二四二の二・字梶ヶ浴八六四・八六六・一二六〇の一・一二六一・大字上小川西分字今山二二三二・二二三三・大字須佐字平田一七二六の一から一七二六の三まで・三一九五の一・字岳山一七二七・一七二八・一七二九の一から一七二九の三まで・字入道ヶ迫一七三〇から一七三二まで・字錨石一七三六・字森ノ奥一七四一の一・字家ノ上三一九三の一・字森ノ平三一九九の三・字森奥三六九二(以上二八筆について次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿武町大字福田上字八保二八・一〇五九七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道

路線名 山口宇部線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市佐山字鴻ノ巣七九八の一地先 から 同市阿知須字小丸一〇七一の五三 地 先 まで	最狭 一三六・〇〇	最狭 四一・〇〇	一九三・〇		

山口県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、平成二十七年二月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政





(三七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
山口北部土地改良区	理 事	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
	監 事	大枝 邑	大字片俣一六一六
		白石 益雄	阿武郡阿武町大字宇田一五三八の二
		椿 照孝	萩市大字上小川西分二四三二の一
		中村 秀明	阿武郡阿武町大字奈古二八七二
		小野 藤男	〃 〃 一〇六一
		小田 保	〃 〃 三七九三
		中原 孝	〃 〃 大字宇生賀一七八二
		藤田 司朗	〃 〃 一三三三一
		梅津 芳生	萩市大字上田万二二二九
		小田 孝詞	〃 〃 大字須佐三一七
		近藤 忠憲	〃 〃 三五七三
		栗田 紀司	〃 〃 大字片俣一三五九
		河村 光佳	〃 〃 大字高佐上一二七
		椿 淳	〃 〃 大字高佐下一五〇八
		浅野 直祐	〃 〃 大字吉部上二二九六
	監 事	吉岡 憲弘	〃 〃 大字高佐上一六一一の三
		村上 孝志	〃 〃 大字須佐三四七四の一
		大田 八十二	〃 〃 大字上田万二七五九
		小野 昇	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一

二 退任した役員

〃

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
山口北部土地改良区	理 事	尾木 武夫	萩市大字上小川西分三九六〇
	監 事	大枝 邑	〃 〃 大字片俣一六一六
		白石 益雄	阿武郡阿武町大字宇田一五三八の二
		椿 照孝	萩市大字上小川西分二四三二の一
		中村 秀明	阿武郡阿武町大字奈古二八七二
		小野 藤男	〃 〃 一〇六一
		小田 保	〃 〃 三七九三
		山野金次朗	〃 〃 大字宇生賀七九二の三
		藤田 司朗	〃 〃 一三三三一
		梅津 芳生	萩市大字上田万二二二九
		小田 孝詞	〃 〃 大字須佐三一七
		近藤 忠憲	〃 〃 三五七三
		種子 民幸	〃 〃 大字片俣一三一七
		河村 光佳	〃 〃 大字高佐上一二七
		椿 淳	〃 〃 大字高佐下一五〇八
		浅野 直祐	〃 〃 大字吉部上二二九六
	監 事	吉岡 憲弘	〃 〃 大字高佐上一六一一の三
		村上 孝志	〃 〃 大字須佐三四七四の一
		大田 八十二	〃 〃 大字上田万二七五九
		上村 照男	阿武郡阿武町大字宇生賀七五七

(三八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称

電気

(二) 物品等の予定数量

- 二百二十六千キロワット時
- (三) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所  
山口県下関水産振興局及び下関漁港地方卸売市場
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三条第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。
- 三 契約条項を示す場所  
下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局総務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
平成二十七年二月三日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口県下関水産振興局総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数

- があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所  
山口県下関水産振興局総務課
- (三) 受領期限  
平成二十七年三月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年三月十八日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
下関市大和町一丁目一六番一号 山口県下関水産振興局六階会議室  
(二) 日時  
平成二十七年三月十八日午後二時
- 七 入札保証金  
免除する。
- 八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県下関水産振興局長 金子 大  
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(三) 契約書の作成の要否  
要  
(四) 契約保証金  
免除する。  
(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合、平成二十七年三月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一―九三三―三九六〇）に申請書を提出するものと。  
（六）詳細については、山口県下関水産振興局総務課（電話〇八三一―二六六一―二一四一）に問い合わせるものと。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 2,026,000 kWh.
- (3) Delivery period: From April 1, 2015 to March 31, 2016
- (4) Delivery place: Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government and Shimonoseki Fishing Port Local Wholesale Market
- (5) Section in charge of procurement and Contact for inquiry: General Affairs Division, Shimonoseki Fishery Development and Promotion Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-266-2141)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 17, 2015  
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 18, 2015)

平成二十七年二月三日印刷  
平成二十七年二月三日發行

發行人所

山口県知事